

契約説明書

入札順 3/3 午前

件名	トータルステーション等購入
納入場所	豊田郡大崎上島町東野
入札(予定)年月日	令和6年5月14日(火) 11時00分
入札場所	大崎上島町役場本庁入札室
納入期限	令和6年8月30日
特約事項	無
最低制限価格	無
契約保証金	免除。(ただし、本年度及びその前2年度の間に本業務と種類を同じくし、かつ規模を同等以上とする契約を町又は国もしくは他の地方公共団体と2回以上にわたって締結した実績がない場合は、契約の保証金の納付を要する。)
その他	・大崎上島町財務規則及び関係法令の定めるところによる。

入札条件

- 1 入札保証金
大崎上島町財務規則第98条第2項の規定により、免除する。
- 2 契約保証金
契約の保証は、大崎上島町財務規則第75条第6号により免除とする。
- 3 入札執行上の注意事項
 - (1) 入札執行中は、入札執行者が特に必要と認めた場合を除くほか、入札室の出入りを禁止する。
 - (2) 入札執行中は、入札者の私語、放言等は禁止する。
 - (3) 入札室には入札に必要な者以外は入室してはならない。ただし、入札執行者が特に必要と認めた場合は入室を許可することができる。
 - (4) 入札書の記載事項について訂正し、挿入し、又は削除したときは、その箇所に印を押さなければならない。
 - (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とし、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 4 代理入札
入札者の代理人として入札しようとする者は、あらかじめ委任状を提出して代理人として確認を受けなければならない。
- 5 落札者の決定
 - (1) 落札者は、町の予定価格以内で最低価格の入札をした者とする。ただし、最低制限価格の設定のある場合は、予定価格以内であって最低制限価格以上の最低価格の入札をした者とする。
 - (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合くじ引きを拒否することはできない。
- 6 無効入札に関する事項
次に該当する場合は、その入札を無効にする。
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
 - (2) 業務名に誤りがある場合
 - (3) 記名押印のない入札
 - (4) 金額を訂正した入札
 - (5) 入札が取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき。
 - (6) 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
 - (7) 入札者が2以上の入札をしたとき。

- (8) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をして入札をしたとき。
- (9) 入札者が連合（談合）して入札をしたとき、その他入札に際して不正の行為があったとき。
- (10) 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- (11) 再度の入札をした場合において、その入札が(1)から(10)までのいずれかに該当するとき。

7 再度入札

再度入札の回数は、**2回以内**とする。ただし、最低制限価格の設定がある場合、最低制限価格を下回る価格の入札をした者は、再度入札に参加できない。

8 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は入札時まで、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 指名を受けた者が入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。
 - (ア) 入札前にあっては、その旨の書面を契約担当者等に直接持参するか郵送するものとする。
 - (イ) 入札中にあっては、その旨を入札書に記載し入札箱に投入するものとする。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

9 入札の打ち切り

指名競争入札を打ち切る場合は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 入札前にあっては、指名を受けた者が1人を残し、他の指名を受けた者が辞退した場合
- (2) 入札中（再度入札を除く。）にあっては、入札参加者1人を残し、他の参加者が辞退し又は無効となった場合

10 その他の留意事項

- (1) 刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を遵守し、入札の公正を害する行為は行わないこと。
- (2) 入札に際し、不正な行為又は疑惑を招く行為は行わないこと。

11 質問書の提出

入札に参加しようとする者は、入札閲覧仕様書（契約条項、仕様書、図面等をいう。）に関して質問がある場合は、次により入札閲覧仕様書に関する質問書を提出することができる。

- (1) 提出方法
書面又はFaxにより大崎上島町総務課行政係に提出すること。
- (2) 提出期限
原則、質問書は、入札日の前週金曜日（入札日が月曜日又は月曜日が閉庁日の場合は、前週木曜日）の午前中までに提出すること。

令和 6 年度

トータルステーション等購入仕様書

事業所在地	豊田郡大崎上島町東野
事業主体名	大崎上島町建設課
地区名	豊田郡大崎上島町

本工事費内訳表

費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
トータルステーション等購入					
1 トータルステーション トプコン GM-105	1	台			
2 データコレクタ トプコン FC-600	1	台			
小計					
	1	式			
消費税					
	1	式			
合計					